

件名	愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例					
主管課	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課国民健康保険室					
根拠法令等	医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第35号） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）					
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金について、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に充てることができるようにする。</p> <p>< 平均保険料（上昇率） ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20・21年度</th> <th>平成22・23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49,801円</td> <td>49,779円 (- 0.04%)</td> </tr> </tbody> </table>			平成20・21年度	平成22・23年度	49,801円	49,779円 (- 0.04%)
平成20・21年度	平成22・23年度					
49,801円	49,779円 (- 0.04%)					
施行日	公布の日					
<p>【その他参考事項】</p> <p>愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金の概要</p> <p>(1) 目的 後期高齢者医療制度の財政の安定化に資することを目的としている。</p> <p>(2) 設置日 平成20年3月19日</p> <p>(3) 残高 765,009千円（平成22年3月31日）</p> <p>(4) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付事業：特定期間（2年）を通じて、保険料収納率の悪化により、保険料不足と財政不足が見込まれる場合において、原則、未納分の1/2の交付を行う。 ・ 貸付事業：医療費の増加や保険料収納率の悪化により、財政不足が見込まれる場合において、不足分の貸し付けを行う。 						